

第97号議案

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

記

公の施設の名称 及び所在地	オープンラウンジ 長岡京市神足二丁目3番1号 長岡京市立総合交流センター1階
指定管理者	長岡京市開田一丁目5番5号 特定非営利活動法人乙訓障害者事業協会 代表理事 生田一朗
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

(参考)

オープンラウンジ指定管理者選定経過

1 指定管理者の募集(公募)について

募集受付期間：令和7年8月29日～9月8日

募集周知方法：①広報長岡京8月号に募集記事掲載

②長岡京市のホームページに募集記事掲載(8月1日～)

2 応募者について

応募者数：1件

応募者名：特定非営利活動法人乙訓障害者事業協会

3 選定方法について

市職員、外部の専門的知識を有する者及び公募等市民で構成される長岡京市指定管理者候補者評価委員会による書類審査及び面接審査で評価

面接審査実施日：令和7年10月9日(木)

午前9時05分から40分間

長岡京市指定管理者候補者評価委員会の評価を参考に選定

4 選定の基準について

- (1) オープンラウンジの事業をはじめ、障がい者の就労支援の推進に寄与すると認められること。
- (2) 事業計画書によるオープンラウンジの運営が市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容がオープンラウンジの効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書に沿ったオープンラウンジの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) これまでのオープンラウンジの印象を大きく変えることなくサービスの質を落とさないものであること。
- (6) その他オープンラウンジの設置の目的を達成するために必要な条件を備えるものであること。